

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇告 示 字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第六百三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米ヶ原地区第二工区の

換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十一年二月一日現在の地番による)

横田字東福田寺

横田字岩屋九三九の二の一部、九三九の三の一部、九四〇の二及び九四一の二と一体をなす国有地の一部、横田字兵庫谷九九〇の六から九九〇の八まで、九九一の一七の二、九九一の一八の一部、九九一の一九、九九一の二〇から九九一の二二までの一部、九九二の一、九九二の二の一部、九九二の三の一部、九九五の一の一部、九九五の二の一部、九九六の一、九九六の二、九九七の一から九九七の四まで及び九九七の五の一部、横田字福田寺九九八の二、九九八の四から九九八の一七まで、九九八の一九、九九八の二〇、九九八の二一の一部、九九八の二三の一部、九九八の七九、九九八の八〇、九九八の九一、九九八の九二、九九八の九四、九九八の九七、九九九の二、九九九の八の一部、九九九の一〇、九九九の一五から九九九の一七まで並びに九九八の一九、九九九の二、九九九の八、九九九の一〇、九九九の一二、九九九の一五から九九九の一七まで及び一〇〇の一と一体をなす国有地の一部並びに国府字三谷九五五の六から九五五の八まで的一部及び九五五の六から九五五の一三までと一体をなす国有地の一部

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年二月一日現在の地番による。)</p>	<p>横田字西福田寺</p>
<p>福光字矢戸</p>	<p>福光字矢戸のうち七二〇及び七二一の二と一体をなす国有地の一部並びに七二五の一及び七二六と一体をなす国有地以外の区域、横田字矢戸八二三の一部、九九九の一の一部、九九九の二の一部並びに九九九の一及び九七一</p>	<p>横田字岩屋九三九の三から九三九の七までの一部、九四〇の一、九四一の一、九四二の一から九四二の三まで及びこれらと一体をなす国有地、横田字福田寺九九八、九九八の一、九九九の二、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二の一部、一〇〇〇の三、一〇〇〇の四、一〇〇〇の五から一〇〇〇の七までの一部、一〇〇〇の八の一部、一〇〇〇の九、一〇〇〇の一〇、一〇〇〇の一〇の一部、一〇〇〇の一〇から一〇〇〇の一四まで、一〇〇〇の一五から一〇〇〇の一八までの一部、一〇〇〇の一〇の一部、一〇〇〇の二、一〇〇〇の三から一〇〇〇の四まで、一〇〇〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇〇の一、一〇〇〇の二から一〇〇〇の七まで、一〇〇〇の二、一〇〇〇の三から一〇〇〇の六まで及び一〇〇五の四と一体をなす国有地の一部、下米積字下坂ノ上三の三の一部、下米積字山崎の峯四の一から四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに国府字植木場九六八の一部、九六八の一六の一部並びに九六八及び九六八の一六と一体をなす国有地の一部</p>

<p>横田字谷田平</p>	<p>横田字宮ノ峰</p>	<p>横田字水尻</p>	<p>と一体をなす国有地の一部並びに横田字兵庫谷九七三の一部、九八一の一の一部、九八一の二の一部、九八二の一部、八九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>横田字矢戸のうち八一一から八一八までの一部、八二三の一部、九九九の一から九九九の五までの一部、九九九の二の一部、九五〇の一部、九六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横田字水尻七二一の二の一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、横田字谷田平八四二から八四九まで、八五〇の一から八五一</p>	<p>横田字谷田平のうち八四二から八七四まで並びに八四二から八七八までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>横田字宮ノ峯の全域、横田字水尻七二一の二の一部、七二二の一部、七三、七四並びに七二から七六まで七八の一及び七八の二と一体をなす国有地の一部、横田字矢戸八一一から八一八までの一部、横田字谷田平八五〇の一の一部、八五〇の二の一部、八五一の一部、八五五の一部、八五七の一部、八六五の一部、八六六から八七四まで並びに八五〇の一から八五一まで、八六五及び八六七の一から八七八までと一体をなす国有地の一部並びに横田字岩屋前八九二から八九五までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>横田字水尻のうち七二一の二から七四四まで並びに七二一の二から七六まで、七八の一及び七八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

横田字矢戸

までの一部、八五二から八五四まで、八五五の一部、八五六、八五七の一部、八五八から八六一まで、八六二の一部、八六三、八六四、八六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、横田字岩屋九二二の六の一部、九二二の七の一部、九四八の三の一部並びに九二二、九二二の六、九二二の七、九四八の二及び九四八の三と一体をなす国有地の一部、横田字岩屋前八九五と一体をなす国有地の一部並びに福光字矢戸七一〇及び七一一の二と一体をなす国有地の一部並びに七一五の一及び七一六と一体をなす国有地の一部

横田字岩屋前

横田字岩屋前のうち八九二から八九六までと一体をなす国有地の一部以外の区域

横田字岩屋

横田字岩屋のうち九二二の六の一部、九二二の七の一部、九三九の二から九三九の七までの一部、九四〇の一から九四二の三まで、九四八の三の一部並びに九二二、九二二の六、九二二の七、九三九の二から九三九の七まで、九四〇の一から九四二の三まで、九四七の二、九四八の二及び九四八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字谷田平八六二の一部、横田字矢戸九四九の四の一部、九四九の五の一部、九四九の二の一部及び九五〇の一部、横田字兵庫谷九九一の一の一部、九九一の二の一部、九九一の四の一部、九九一の五の一部、九九一の一〇から九九一の一三まで的一部、九九一の一六から九九一の一八まで的一部、九九一の二〇から九九一の二二まで的一部、九九二の二の一部、九九二の三の一部、九九二の四、九九七の五の

横田字福田寺

一部、横田字福田寺一〇〇六の一部、一〇〇七から一〇〇九まで、一〇一〇の二から一〇一〇の四まで的一部、一〇一五の一から一〇一五の五までの二部及びこれらと一体をなす国有地、横田字岩屋前八九五及び八九六と一体をなす国有地の一部並びに下米積字下坂ノ上三の三の一部

横田字福田寺のうち九九八、九九八の一、九九八の二、九九八の四から九九八の五六まで、九九八の五八、九九八の六二から九九八の七二まで、九九八の七四から九九八の八九まで、九九八の九一から九九八の九七まで、九九九の二、九九九の八、九九九の一〇、九九九の一二、九九九の一五から九九九の一七まで、一〇〇〇の一から一〇〇〇の一八まで、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二の一から一〇〇九まで、一〇一〇の一から一〇一〇の四まで的一部、一〇一〇の八、一〇一〇の九、一〇一五の一から一〇一五の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

横田字兵庫谷のうち九七三の一部、九八一の一の一部、九八一の二の一部、九八二の一部、九八三の一部、九九〇の六から九九〇の八まで、九九一の一の一部、九九一の二の一部、九九一の四の一部、九九一の五の一部、九九一の一〇から九九一の一三まで的一部、九九一の一六から九九一の一八までの一部、九九一の二九から九九一の三二まで、九九二の一から九九二の四まで、九九五の一の一部、九九五の二の一部、九九六の一、九九六の二、九九七の一から九九七の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、

<p>下米積字下坂ノ上</p>	<p>下米積字下坂ノ上のうち三の一の一部及び三の三の一部以外の区域、下米積字山崎ノ峯四の一の一部、五の一、五の二の一部、五の三の一部、五の四、六の一部、七、八、九の一部、一〇の一の一部、一一の二の一部、一一の三の一部、一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに横田字福田寺一〇一〇の一の一部、一〇一〇の四の一部、一〇一〇の八及び一〇一〇の九</p>	<p>横田字兵庫谷</p>	<p>横田字矢戸九四九の一から九四九の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、横田字岩屋九四七の二と一体をなす国有地の一部、横田字福田寺九九八の一八、九九八の二一の一部、九九八の二二、九九八の二三の一部、九九八の二四から九九八の五五まで、九九八の五六の一部、九九八の五八の一部、九九八の六二の一部、九九八の六三から九九八の七二まで、九九八の七四から九九八の七七まで、九九八の七八の一部、九九八の八一から八三まで、九九八の八四の一部、九九八の八五の一部、九九八の八六の一部、九九八の八七の一部、九九八の八八の一部、九九八の八九の一部、九九八の九三の一部、九九八の九五、九九八の九六、九九九の八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに国府字三谷九五五の五の一部、九五五の七の一部及び九五五の七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下米積字山崎ノ峯</p>	<p>下米積字山崎ノ峯のうち四の一から四の四までの一部、</p>	<p>下米積字山崎ノ峰</p>	<p>五の一、五の二の一部、五の三の一部、五の四、六の一部、七、八、九の一部、一〇の一の一部、一一の二の一部、一一の三の一部、一一の四、一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七の一及び一七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下米積字下坂ノ上三の一の一部及び三の三の一部、下米積字外林五六の一の一部、五七の一八の一部、五八の三の一部、五九の一、五九の二、六〇の一の一部及び六一の一から六一の四まで以外の区域、下米積字山崎ノ峯一七の一の一部並びに一七の一及び一七の二と一体をなす国有地の一部、下米積字上乳母ヶ谷 七八の四及びこれらと一体をなす国有地、下米積字乳母ヶ谷七九の四から七九の七まで、七九の九並びに七九の一、七九の二及び七九の四から七九の七までと一体をなす国有地、横田字福田寺一〇〇〇の五から一〇〇〇の七までの一部、一〇〇〇の一五から一〇〇〇の一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇〇の一、一〇〇〇の四、一〇〇〇の八、一〇〇〇の九及び一〇〇〇の二から一〇〇〇の一四までと一体をなす国有地の一部並びに国府字植木場九六八の一六の一部並びに九六八の三、九六八の二、九六八の一六及び九六八の一七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下米積字下坂ノ上</p>	<p>下米積字下坂ノ上のうち三の一の一部及び三の三の一部以外の区域、下米積字山崎ノ峯四の一の一部、五の一、五の二の一部、五の三の一部、五の四、六の一部、七、八、九の一部、一〇の一の一部、一一の二の一部、一一の三の一部、一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに横田字福田寺一〇一〇の一の一部、一〇一〇の四の一部、一〇一〇の八及び一〇一〇の九</p>	<p>下米積字外林</p>	<p>下米積字外林のうち五六の一の一部、五七の一八の一部、五八の三の一部、五九の一、五九の二、六〇の一の一部及び六一の一から六一の四まで以外の区域、下米積字山崎ノ峯一七の一の一部並びに一七の一及び一七の二と一体をなす国有地の一部、下米積字上乳母ヶ谷 七八の四及びこれらと一体をなす国有地、下米積字乳母ヶ谷七九の四から七九の七まで、七九の九並びに七九の一、七九の二及び七九の四から七九の七までと一体をなす国有地、横田字福田寺一〇〇〇の五から一〇〇〇の七までの一部、一〇〇〇の一五から一〇〇〇の一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇〇の一、一〇〇〇の四、一〇〇〇の八、一〇〇〇の九及び一〇〇〇の二から一〇〇〇の一四までと一体をなす国有地の一部並びに国府字植木場九六八の一六の一部並びに九六八の三、九六八の二、九六八の一六及び九六八の一七と一体をなす国有地の一部</p>

下米積字乳母ヶ谷

下米積字乳母ヶ谷のうち七九の四から七九の七まで、七九の九並びに七九の二、七九の三、七九の四から七九の七まで及び九五の二と二体をなす国有地の一部以外の区域並びに下米積字平ル畑一七〇の一部、一七一の一の一部、一七一の三の一部及び一七一の四の一部

下米積字平ル畑

下米積字平ル畑のうち一六二の二、一六八、一六九の一から一六九の三まで、一七〇、一七一の一から一七一の五まで、一七二並びに一六二の二、一六六、一六七、一六八、一六九の二、一六九の三、一七〇及び一七一の一から一七二までと二体をなす国有地以外の区域

下米積字宮ノ峰

下米積字宮ノ峰のうち一七三の一、一七三の二の一部、一七三の三、一七三の四から一七三の七までの一部、一七三の一の一部、一九六の一の一部並びに一七三の一から一七三の七まで、一七五の一から一七七の一まで及び一九六の一と二体をなす国有地の一部以外の区域、下米積字平ル畑一六二の二の一部並びに下米積字坂ノ上一二一〇の一及び一二一〇の二と二体をなす国有地の一部

下米積字上乳母ヶ谷のうち六三の二から六三の四までの一部、七八の四及びこれらと二体をなす国有地以外の区域、下米積字外林五七の一八の一部、五八の三の一部、五九の一、五九の二、六〇の一の一部、六一の一から六一の四まで、下米積字乳母ヶ谷九五の二と二体をなす国有地の一部、下米積字平ル畑一六二の二の一部、一六八、一六九の一か

下米積

字上乳母ヶ谷

ら一六九の三まで、一七〇の一部、一七一の一の一部、一七一の二、一七一の三の一部、一七一の四の一部、一七一の五、一七二並びに一六二の二、一六六、一六七、一六八、一六九の二、一六九の三、一七〇、一七一の一、一七一の二、一七一の四、一七一の五及び一七二と二体をなす国有地、下米積字宮ノ峰一七三の一、一七三の二の一部、一七三の三、一七三の四から一七三の七までの一部、一七七の一の一部、一九六の一の一部並びに一七三の一から一七三の七まで、一七五の一から一七七の一まで及び一九六の一と二体をなす国有地の一部、下米積字井手塚一九七から一九七の七まで、一九七の九から一九九の二まで、二〇〇の一の一部、二〇一の一部、二〇二の一から二〇三まで、二〇四の一から二〇四の三までの一部、二〇四の四、二〇五の一の一部、二〇六の二の一部、二〇七の一から二〇七の三まで、二〇七の四の一部、二〇七の五の一部、二〇七の六、二〇七の七、二〇七の八の一部、二〇七の九の一部、二〇七の一〇から二〇七の二六まで、二〇九及びこれらと二体をなす国有地、下米積字坂ノ上一二一〇の一から一二一〇の五まで及びこれらと二体をなす国有地の一部、下福田字大田五八〇の二六の一部及びこれと二体をなす国有地並びに国府字植木場九六八の三及び九六八の四と二体をなす国有地の一部

下福田字大田のうち五八〇の二六の一部、五八六の一の一部、五九一の一から五九一の三までの一部、五九一の七から五九一の九までの一部及びこれらと二体をなす国有地

<p>下福田字谷</p>	<p>下福田字大道谷</p>	<p>下福田字大田</p>
<p>下福田字谷のうち六〇八から六一一まで並びに五九五、六〇八から六一一まで、六一二の二、六一三の二、六一四の</p>	<p>下福田字大道谷のうち七五〇の一の一部並びに七五〇の一、七五〇の二及び七五一の一と二をなす国有地の一部以外の区域、下福田字大田五八六の一の一部、五九一の一から五九一の三までの一部、五九一の七から五九一の九までの一部及びこれらと二をなす国有地並びに五八五の九、五八六の一、五八六の二及び五八六の五と二をなす国有地の一部、下福田字金井谷七四九の一五から七四九の二三まで、七四九の二六並びに七四九の一五から七四九の一七まで、七四九の二六及び七四九の三五と二をなす国有地並びに国府字植木場九八六の一の一部、九八六の三から九八六の五までの一部及びこれらと二をなす国有地</p>	<p>の一部並びに五八五の九、五八六の一、五八六の二、五八六の五、五九二の二〇、五九二の二九、五九二の三二、五九二の三八、五九三及び五九四と二をなす国有地の一部以外の区域、下福田字大道谷七五〇の一及び七五〇の二と二をなす国有地の一部並びに下米積字井手塚二〇〇の一の一部、二〇〇の二、二〇一の一部、二〇一の一、二〇四の一から二〇四の三までの一部、二〇五の一の一部、二〇五の二、二〇六の一、二〇六の二の一部、二〇七の四の一部、二〇七の五の一部、二〇七の八の一部及び二〇七の九の一部</p>
<p>下福田字兎ヶ墓</p>	<p>下福田字兎ヶ墓</p>	<p>下福田字出合</p>
<p>下福田字兎ヶ墓のうち六六七、六六八並びに六六八、六七〇の五、六七〇の六及び六七〇の一と二をなす国有地以外の区域</p>	<p>下福田字金井谷のうち七二二の二一、七二二の一の一部、七二二の二の一部、七二五の一七六、七二五の一七七の一部、七二五の一七八、七四九の一五から七四九の二三まで、七四九の二六及びこれらと二をなす国有地並びに七二三、七二五の一五七、七二五の一六三、七四九の二八、七四九の三五、七四九の四四、七四九の四五、七四九の四九、七四九の五一、七四九の七四、七四九の七八及び七四九の七九と二をなす国有地の一部以外の区域、下福田字出合下</p>	<p>三及び六一四の五と二をなす国有地の一部以外の区域、下福田字出合のうち六三九の一部、六三九の一の一部、六三九の二の一部、六五〇の一の一部及び六五一の一部以外の区域、下福田字谷六〇八から六一一まで並びに六〇八から六一一まで、六一二の二、六一三の二及び六一四の五と二をなす国有地の一部、下福田字兎ヶ墓六六七、六六八並びに六六八、六七〇の五、六七〇の六及び六七〇の一と二をなす国有地の一部並びに下福田字後口野六八三の一部、六八四の一部、六八八から六九〇までの一部、六九四の二、六九五、六九六の一部、六九七の一部、六九八、七〇三並びに六八三、六九七及び七〇三と二をなす国有地の一部</p>

<p>下福田字金井谷</p>	<p>の全域、下福田字大田五九二の二〇、五九二の二九、五九二の三一、五九二の三八、五九三及び五九四と一体をなす国有地の一部、下福田字谷五九五、六一四の三及び六一四の五と一体をなす国有地の一部、下福田字出合六三九の一部、六三九の二の一部、六三九の二の一部、六五〇の二の一部及び六五一の一部、下福田字後口野六八三の一部、六八四の一部、六八八から六九〇までの一部、六九六の一部、六九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下福田字尾原道の全域並びに国府字高峯九八七の二、二二の一部、九八八の二の一部、九八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下福田字後口野</p>	<p>下福田字後口野のうち六八三、六八四、六八八から六九〇まで、六九四の二、六九五から六九八まで、七〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに国府字高峯九八九の一部、九八九の一、九八九の四、九八九の五から九八九の九までの一部、九八九の八三、九八九の八七の一部、九八九の九二、九八九の九六の一部、九八九の九八の一部及び九八九の一〇の一部</p>
<p>国分寺字宮谷頭</p>	<p>国分寺字宮谷頭のうち四九二の一、四九二の二の一部並びに四九二の二から四九二の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字福田寺九九八の六二の一部、九九八の七八の一部、九九八の八四から九九八の八六までの一部、九九八の八八の一部、九九八の八九の一部並びに九九八の六二の一部、九九八の七八の一部及び九九八の八八の</p>
<p>国府字塔堂寺</p>	<p>一部と一体をなす国有地並びに国府字三谷九三四の三、九三四の四、九五一から九五三まで、九五四の二及び九五四の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>国府字岩屋</p>	<p>国府字岩屋のうち七四六の二、七四七、七四八の二、七四九の二、七五二の二の一部、七五二の三の一部、七五四の二の一部、七五四の三、七五四の五の一部及び七五四の六以外の区域、国府字塔堂寺六四七から六四九までの一部、六五〇から六五七まで、六五八の二の一部、六六一の一部、六六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに国府字春日八三三の二の一部、八三三の三の一部、八三三の一三の一部、八三四の二の一部、八三四の三の一部、八三五の二から八三五の三まで、八三六の一部、八三七、八三八の一部、八三八の二の一部、八三九の一部、八四〇、八四一の二、八四二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>国府字春日のうち八三一の一部、八三一の三の一部、八三一の四の一部、八三三の二の一部、八三三の三の一部、八三三の四の一部、八三四の二の一部、八三四の三の一部、八三五の二から八三五の三まで、八三六の一部、八三</p>	

<p>国府字三谷平</p>	<p>国府字春日</p>
<p>国府字三谷平のうち八六五の一の一部、八七一から八七三までの一部、八八二の一の一部、九〇一の一の一部並びに八六五の一、八七一及び九〇一の一から九〇一の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字春日八三二の一部、八三一の三の一部、八三一の四の一部、八三八の一部、八三八の一の一部、八三九の一部、八四二の一部並びに八二九の三、八三一、八三一の三、八三一の四、八三八から八三九まで及び八四二と一体をなす国有地の一部、国府字伊勢山九一五の一の一部、九一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大谷字中三谷一〇九の二及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>国府字寺山のうち八二一及び八二二の三以外の区域</p> <p>七、八三八の一部、八三八の一、八三九から八四二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八二九の三及び八三一と一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字岩屋七四六の二、七四七、七四八の二、七四九の二、七五二の二の一部、七五二の三の一部、七五四の一の一部、七五四の三、七五四の五の一部及び七五四の六、国府字伊勢山九一六の一部並びに九一五の一及び九一六と一体をなす国有地の一部並びに国府字三谷平八六五の一の一部、八七一から八七三までの一部、八八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>国府字狐塚</p>	<p>国府字三谷</p>
<p>国府字狐塚のうち一一四六の二四の一部並びに一一四六の四及び一一四六の二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>国府字頭無シのうち一一三四の三の一部、一一三四の三二の一部、一一三四の三三の一部、一一三四の六一の一部、一一三四の六二から一一三四の六五まで、一一三四の一〇五の一部、一一三四の一〇六及び一一三四の一〇七以外の</p>	<p>並びに九三四の三、九三四の四、九五一から九五三まで、九五四の二、九五四の三、九五五の一及び九五五の四から九五五の一三までと一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字寺山八一及び八一の二の三、国府字伊勢山九〇二、九〇二の一、九〇三、九〇六から九一四の一まで、九一五の一の一部、九一五の二、九一六の一部、九一七から九二一まで、九二四、九二四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、国府字三谷平九〇一の一の一部及び九〇一の一から九〇一の三までと一体をなす国有地の一部、国分寺字宮谷頭四九二の一、四九二の二の一部並びに四九二の一から四九二の三までと一体をなす国有地の一部並びに横田字福田寺九九八の五六の一部、九九八の五八の一部、九九八の八七の一部、九九八の九三の一部並びに九九八の五五、九九八の五六、九九八の五八、九九八の八七、九九八の八八、九九八の九三、九九九の一〇、九九九の一五及び九九九の一七と一体をなす国有地の一部</p>

国府字 頭無シ

区域、国府字東大平一一三三の八の一部、一一三三の九の一部、一一三三の二〇の一部、一一三三の二四八の一部、一一三三の二四九の一部、一一三三の二五〇の一部、及びこれらと一体をなす国有地並びに国府字狐塚一一四六の二四の一部並びに一一四六の四及び一一四六の二四と一体をなす国有地の一部

国府字 植木場

国府字植木場のうち九五八の二の一部、九五八の四の一部、九五八の六の一部、九五八の八の一部、九五八の一〇の一部、九五八の一二の一部、九五八の一三の一部、九五八の一六から九五八の一九までの一部、九五八の二〇、九五八の二一の一部、九五八の二二、九五八の二三の一部、九五八の二四から九五八の二七まで、九六八の一部、九六八の一六の一部、九七六の二三の一部、九八二の二の一部、九八六の二の一部、九八六の三から九八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六八、九六八の三、九六八の四、九六八の二二、九六八の一六及び九六八の一七と一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字大道谷九八七の二、九八七の一四、九八七の一五、九八七の二一、九八七の二〇二の一部、九八七の二〇二の一部、九八七の一〇八の一部、九八七の一〇九の一部、九八七の一七、九八七の一三五の一部、九八七の一三七から九八七の一四三まで、九八七の二〇六の一部、九八七の二〇七、九八七の二〇八の一部、九八七の二〇九、九八七の二一〇の一部

九八七の二一一の一部、九八七の二一二、九八七の二一三の一部、九八七の二一四、九八七の二二〇、九八七の二二一から九八七の二二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、国府字南大平一一三〇の一三七から一一三〇の二三四までの一部、一一三〇の二〇七の一部、一一三〇の二三一の一部及び一一三〇の二三二の一部、下福田字大道谷七五〇の二の一部並びに七五〇の一、七五一の一及び七五二の二と一体をなす国有地の一部、下福田字金井谷七四九の二八と一体をなす国有地の一部、下米積字上乳母ヶ谷六三の二の一部、六三の三の一部及び六三の四の一部並びに横田字福田寺一〇〇〇の二の一部、一〇〇〇の八の一部、一〇〇〇の一一の一部、一〇〇〇の一八の一部、一〇〇〇の二一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇〇の三と一体をなす国有地の一部

国府字東大平のうち一一三二の八から一一三二の一〇までの一部、一一三二の五七から一一三二の六〇までの一部、一一三二の七四の一部、一一三二の七五の一部、一一三二の七六、一一三二の九六、一一三二の一四八から一一三二の一五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国府字植木場九五八の二の一部、九五八の四の一部、九五八の六の一部、九五八の八の一部、九五八の一〇の一部、九五八の二二の一部、九五八の一三の一部、九五八の一六から九五八の一九までの一部、九五八の二〇、九五八の二一の一部、九五八の二二、九五八の二三の一部、九五八

国府字東大平

の二四から九五八の二七及びこれらと一体をなす国有地、
 国府字遠藤谷一一二七から一一二九までの一部及びこれら
 と一体をなす国有地の一部、国府字大澤前一一二六の一〇
 四の一部、一一二六の二六の一部、一一二六の二七及
 び一一二六の二八、国府字南大平一一三〇の一部、一一
 三〇の一、一一三〇の二の一部、一一三〇の七から一一
 三〇の一四までの一部、一一三〇の六九から一一三〇の一〇
 八まで、一一三〇の一〇から一一三〇の一三六まで、一
 一三〇の二一七から一一三〇の二四四までの一部、一一三
 〇の二〇五の一部、一一三〇の二〇七の一部、一一三〇の
 二〇八から一一三〇の二一四まで、一一三〇の二二七の一
 部、一一三〇の二二八から一一三〇の二三〇まで、一一三
 〇の二三三の一部、一一三〇の二三四、一一三〇の二四五、
 一一三〇の二七七の一部、一一三〇の二八六及びこれらと
 一体をなす国有地、国府字頭無シ一一三四の三の一部、一
 一三四の三二の一部、一一三四の三三の一部、一一三四の
 六一の一部、一一三四の六二から一一三四の六五まで、一一
 三四の一〇五の一部、一一三四の一〇六及び一一三四の一
 〇七、国府字狐塚一一四六の二四の一部及び一一四六の二
 四と一体をなす国有地の一部並びに国府字中峯一一五五の
 二、一一五五の八七の一部、一一五五の八八の一部及びこ
 れらと一体をなす国有地並びに一一五五の七三から一一五
 五の七八まで、一一五五の八〇、一一五五の八二から一一
 五五の八四まで及び一一五五の九〇と一体をなす国有地の
 一部

国府字南大平

国府字南大平のうち一一三〇の一部、一一三〇の一、一
 一三〇の二の一部、一一三〇の七から一一三〇の一四まで
 の一部、一一三〇の三三から一一三〇の三五までの一部、
 一一三〇の六九から一一三〇の一〇八まで、一一三〇の一
 一〇から一一三〇の二六まで、一一三〇の二七から一一
 三〇の一四四まで、一一三〇の一八二から一一三〇の一
 八四までの一部、一一三〇の二〇五の一部、一一三〇の二
 〇七から一一三〇の二一四まで、一一三〇の二二七の一部、
 一一三〇の二二八から一一三〇の二三〇まで、一一三〇の
 二二三の一部、一一三〇の二三四、一一三〇の二三五、一
 一三〇の二二七の一部、一一三〇の二三二の一部、一一三
 〇の二三三の一部、一一三〇の二八六及びこれらと一体を
 なす国有地以外の区域、国府字大道谷九八七の二二の一
 部、九八七の二二三の一部及び九八七の二二七の一部並び
 に九八七の二二一から九八七の二二三まで及び九八七の二
 二七と一体をなす国有地の一部並びに国府字植木場九七六
 の二三の一部、九八二の二の一部及びこれらと一体をなす
 国有地

国府字大澤前

国府字大澤前のうち一一二六の一〇四の一部、一一二六
 の一二六の一部、一一二六の二七及び一一二六の二二八
 以外の区域、国府字遠藤谷一一二七から一一二九までの一
 部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに国府字東大
 平一一三二の五七から一一三二の六〇までの一部、一一三
 二の七四の一部、一一三二の七五の一部及び一一三二の五

七と一体をなす国有地の一部

国府字大道谷

国府字大道谷のうち九八七の二、九八七の一三から九八七の一五まで、九八七の二一、九八七の四八、九八七の一〇二の一部、九八七の一〇八の一部、九八七の二一〇、九八七の一七から九八七の一三一まで、九八七の一三五の一部、九八七の一三七から九八七の一四三まで、九八七の一八一、九八七の二〇二から九八七の二〇四まで、九八七の二〇六の一部、九八七の二〇七、九八七の二〇八の一部、九八七の二〇九、九八七の二一〇の一部、九八七の二一一の一部、九八七の二二二から九八七の二二四まで、九八七の二二〇、九八七の二二一から九八七の二二三までの一部、九八七の二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八七の二一一から九八七の二一三まで及び九八七の二二七と一体をなす国有地以外の区域、国府字南大平一一三〇の三三から一一三〇の三五までの一部、一一三〇の一八二から一一三〇の一八四までの一部、一一三〇の二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下福田字金井谷七二三、七二五の一六三、七四九の二八、七四九の四四、七四九の四五、七四九の四九、七四九の五一、七四九の七四、七四九の七八及び七四九の七九と一体をなす国有地の一部

国府字高峯のうち九八八の二の一部、九八八の三の一部、九八八の一部、九八九の一、九八九の四、九八九の五から

国府字高峯

九八九の九までの一部、九八九の五五から九八九の六一まで、九八九の六六から九八九の六八まで、九八九の七二、九八九の七三、九八九の七九、九八九の八〇、九八九の八二、九八九の八三、九八九の八七の一部、九八九の九〇から九八九の九二まで、九八九の九六の一部、九八九の九八の一部、九八九の一一〇の一部、九八九の一一三、九八九の一一四、九八九の一一八、九八九の一一九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国府字大道谷九八七の一三、九八七の四八、九八七の一一〇、九八七の一一八から九八七の一二一まで、九八七の一二二の一部、九八七の一二三から九八七の一三一まで、九八七の一九一、九八七の二〇二から九八七の二〇四まで及びこれらと一体をなす国有地、国府字狐谷九九〇の三の一部、九九〇の六一の一部及び九九〇の一一四の一部並びに下福田字金井谷七二二の二一、七二三の二の一部、七二三の二の一部、七二五の一七六、七二五の一七七の一部及び七二五の一七八

国府字大澤

国府字大澤のうち一〇四五の一部、一〇四六の一部、一〇四七及び一〇五二の三の一部以外の区域、国府字高峯九八九の五五から九八九の六〇まで、九八九の六一の一部、九八九の七三、九八九の七九、九八九の八〇、九八九の九〇、九八九の九一、九八九の一一四及び九八九の一一九の一部並びに国府字北平ラ九九一、九九二の一部、九九三の一部及び九九九の一

国府字北平ラのうち九九一、九九二の一部、九九三の一

<p>国府字北平ラ</p>	<p>部及び九九九の一以外の区域、国府字狐谷九九〇の三四から九九〇の三六まで、九九〇の五三及び九九〇の五四、国府字東平ラの全域、国府字高峯九九九の六一の一部、九九九の六六から九九九の六八まで、九九九の七二、九九九の八二、九九九の一一三、九九九の一一八及び九九九の一一九の一部並びに国府字大澤一〇四五の一部、一〇四六の一部、一〇四七及び一〇五二の三の一部</p>
<p>国府字白市</p>	<p>国府字白市のうち一一六二の三五の一部、一一六二の四六の一部、一一六二の四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国府字東大平一一三二の七六の一部及び一一三二の九六の一部並びに国府字遠藤谷峯一一六三の八〇の一部、一一六三の八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六三の八二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>国府字遠藤谷峰</p>	<p>国府字遠藤谷峯のうち一一六三の八〇の一部、一一六三の八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六三の八二と一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字東大平一一三二の七六の一部及び一一三二の九六の一部並びに国府字白市一一六二の三五の一部、一一六二の四六の一部、一一六二の四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>国府字麻付峰</p>	<p>国府字麻付峯のうち一一七九の二五から一一七九の二七までの一部、一一七九の三四の一部及び一一七九の五五の一部以外の区域並びに国府字西麻付一一八〇の一一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>国府字西麻付</p>	<p>国府字西麻付のうち一二一六の一部、一二一八の二、一二一九の一部、一二三一の一及び一一八〇の一一と一体をなす国有地の一部以外の区域、国府字狐谷九九〇の二二の一部、九九〇の二六、九九〇の二八から九九〇の三一まで、九九〇の四九及び九九〇の一一二、国府字麻付峯一一七九の二五から一一七九の二七までの一部、一一七九の三四の一部及び一一七九の五五の一部並びに尾原字登尾七一九の二、七一九の二の一部、七一九の三、七一九の四の一部、七一九の五から七一九の七まで、七一九の八の一部、七一九の九、七一九の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>国府字狐谷</p>	<p>国府字狐谷のうち九九〇の三の一部、九九〇の二二の一部、九九〇の二六、九九〇の二八から九九〇の三一まで、九九〇の三四から九九〇の三六まで、九九〇の四九、九九〇の五三、九九〇の五四、九九〇の六一の一部、九九〇の一一二及び九九〇の一一四の一部以外の区域、国府字西麻付一二一六の一部、一二一八の二、一二一九の一部及び一二三一の一並びに尾原字登尾七二〇の一及び七二〇の二</p>
<p>国府字中峰</p>	<p>国府字中峯のうち一一五五の二、一一五五の八七の一部、一一五五の八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五五の七三から一一五五の七八まで、一一五五の八〇、一一五五の八二から一一五五の八四まで及び一一五五の九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

尾原字矢内谷東峰	尾原字半坂峰	尾原字矢内谷	尾原字道祖神峰
尾原字矢内谷東峰のうち七三三の一、七三三の二、七二四及び七二五の五以外の区域並びに尾原字矢内谷一六五から一七一次一まで及びこれらと一体をなす国有地	尾原字半坂峰の全域、尾原字奥谷頭九三八の一から九三八の四まで、九三八の六、九三八の七、九三八の一〇、九三八の一、九三八の三七、九三八の三八及び九三八の四〇、尾原字奥谷九四八の一から九四八の四まで及び九四八の二六から九四八の二九まで、尾原字金治ケ平九五〇の一から九五〇の五まで、九五〇の七、九五〇の八、九五〇の一二、九五〇の二三及び九五〇の二七から九五〇の三二まで、尾原字奥大峯七二九の一から七二九の三までの一部及び七三〇の三から七三〇の五までの一部並びに尾原字矢内谷峰七三二の一から七三二の四までの一部、七三二の六の一部、七三二の七の一部、七三三の五から七三三の一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地	尾原字矢内谷のうち一三七、一五三の一、一五四、一五五の一、一五六の一、一五七次一、一五七の二、一五八から一七一次一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	尾原字道祖神峰の全域、尾原字矢内谷一三七並びに尾原字登尾七一九の二の一部、七一九の四の一部、七一九の八の一部、七一九の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

大谷字中三谷	尾原字奥谷頭	尾原字奥谷	尾原字金治ケ平	尾原字矢内谷峰
大谷字中三谷のうち一〇九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域	尾原字奥谷頭のうち九三八の一から九三八の四まで、九三八の六、九三八の七、九三八の一〇、九三八の一、九三八の三七、九三八の三八及び九三八の四〇以外の区域	尾原字奥谷のうち九四八の一から九四八の四まで及び九四八の二六から九四八の二九まで以外の区域	尾原字金治ケ平のうち九五〇の一から九五〇の五まで、九五〇の七、九五〇の八、九五〇の一二、九五〇の二三及び九五〇の二七から九五〇の三二まで以外の区域	尾原字矢内谷峰のうち七三二の一から七三二の四までの一部、七三二の六の一部、七三二の七の一部、七三三の五から七三三の一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾原字奥大峯七二九の一から七二九の三までの一部、七三〇の一、七三〇の二、七三〇の三から七三〇の五までの一部、七三〇の六及び七三〇の七、尾原字矢内谷一五三の一、一五四、一五五の一、一五六の一、一五七次一、一五七の二、一五八から一六四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに尾原字矢内谷東峰七二三の一、七二三の二、七二四及び七二五の五

廃止する字の名称

下米積字坂ノ上、下米積字井手塚、下福田字出合下、下福田字尾原道、国府字遠藤谷、国府字伊勢山、国府字東平、尾原字奥大峯及び尾原字登尾

鳥取県告示第六百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る久米ヶ原地区第二工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】